

給与所得者の確定申告について

問合せ先

役場福祉課住民税係
〒577-2412
池田税務署
〒577-2171
国十勝庁ホームページ
https://www.nta.go.jp

給与所得がある方の大部分は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない場合とは

給与所得がある方でも、次のような場合は確定申告をしなければなりません（確定申告をすれば税金が還付される場合は除きます）。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える場合
- ②1か所から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ③2か所以上から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得がある方で確定申告の必要がない方でも、次のような場合は確定申告をすると還付されることがあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
- ④家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

確定申告は、自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxによる送信ができます。

マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することが出来ます。

令和5年分以降の確定申告において、「給与所得の源泉徴収票」情報がマイナポータル連携の対象となります。

なお、「給与所得の源泉徴収票」情報が自動入力の対象となるためには、一定の条件がありますので、詳しくは「給与所得の確定申告がさらに簡単に！」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-top.htm)をご覧ください。

令和5年分確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和5年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和6年2月16日（金）から同年3月15日（金）までです。還付申告については、令和6年2月15日（木）以前でも提出できます。（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署では相談および申告書の受付を行っていません）

公的年金等を受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る

- 公的年金等の収入金額が400万円以下
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ・源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。

灯油等の購入費助成を実施中です

本年度においては、継続する物価高騰の影響を考慮し助成内容を400Lへと拡大しておりますので、未申請の方は申請漏れのないよう再度お知らせいたします。

【申請受付】

- 令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで
- 世帯の収入（令和4年分）を確認できる書類（年金振込通知等）

【利用期間】

- 令和5年11月1日（水）から令和6年2月29日（木）まで



申請は役場福祉課福祉係または大津支所で受け付けます。

役場福祉課福祉係（☎015-574-2214）までお気軽にお問い合わせください。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金のお知らせ

電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）を活用し、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円分の豊頃町共通商品券を給付します。

【対象世帯】

基準日（令和5年12月1日）時点で豊頃町に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯。

※住民税が課税されている人の扶養になっている方がいる世帯は対象外

【申請方法】

12月中に該当世帯に支給要件確認書を送付しますので、必要事項を記入し確認のうえ、令和6年3月15日（金）までに役場福祉課福祉係に郵送するか直接提出してください。

【留意事項】

ご高齢の方などで町外にお子さん等がお住いの場合、ご本人が気づかないまま、税の扶養控除を受けていることがあります。申請前に、お子さん等に扶養控除を受けているかどうか確認をお願いします。（課税者に扶養されていることが判明した場合は給付金を返還していただくことになります。）

【お問合せ】役場福祉課福祉係（☎015-574-2214）